

5月は消費者月間です

消費者庁は、昭和63年から毎年5月を、消費者月間としています。

毎年テーマを設けて、消費者団体、事業者団体、行政等が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を全国各地で集中的に行っています。



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

「消費者ホットライン188」とは、最寄りの消費者センター等の相談窓口をご案内するものです。

188(局番なし)に電話(固定電話)をかけ、お住まいの郵便番号を入力してください。

市民生活課では、2022年4月1日～成年年齢が18歳に引き下げられるため、消費者月間の取り組みとして、市内の各高等学校の生徒を対象とした街頭啓発を実施し、消費トラブルなどで、困った時の相談窓口につながる「消費者ホットライン188」の周知を行います。

令和3年度 消費経済調査員9名を委嘱しました

新年度の消費経済調査員の委嘱式と説明会を4月13日、市民活動センターで行いました。

調査員の業務は、消費生活条例に基づき毎月10日に生活必需品(食料品、日用品など)の価格を市内の食料品店に出向いて調査します。

また、9月と11月は、ご家庭で購入した商品の量目調査も行います。

調査結果は、くらしのニュース、市ホームページ、報道機関などを通じて市民の皆様に公表しています。

1年間、よろしく申し上げます。